

【農業農村整備事業版】「現場環境改善費」Q&A

(1)

R8.8.1～

Q1 熱中症対策を現場環境改善費で実施する場合、「熱中症対策に係る現場管理費補正」との使い分けは？	A1 使い分けは下記のとおりです。 【現場環境改善費での熱中症対策】 現場の施設や設備に対する熱中症対策費用（冷水機、冷蔵庫、製氷機、大型扇風機、ミストファン、日よけテントなど） 【熱中症対策に係る現場管理費補正】 従業員個人に対する熱中症対策費用（塩飴、経口補水液等の飲料水、冷却用品、空調服、熱中症対策キットなど）
Q2 トンネル内作業やダム内作業は屋外工事といえるのか	A2 トンネル・ダム工事にかかる新設及び補修工事等は、屋外工事と判断します。
Q3 当初は率計上していたが、受注者より、現場環境改善に取り組まない旨申し出があった場合は、どのような対応とするのか。	A3 現場環境改善費の率計上を減じ、設計変更を行ってください。 減点等の罰則はありません。 また、避暑（熱中症対策）・避寒対策のみ実施する場合は、率計上を減じ、積み上げにより計上します。
Q4 当初は、現場環境改善費の対象外工事として発注したが、受注者より実施希望があった場合、変更してよいか。	A4 実施の妥当性を確認したうえで、設計変更により対応してください。 なお、対象外には屋内工事も含みます。 また、避暑（熱中症対策）・避寒対策等のみ実施する場合は、率計上はせず、積み上げにより計上します。
Q5 要領「Ⅲ 適用の範囲」における”実施が困難なもの”、”効果が期待できないもの”の具体例は？	A5 現場事務所を設置しない工事や、屋外での作業期間が短期間の工事などと考えます。
Q6 現場環境改善費の実施内容の対象は、別表第1に記載されたものののみか。	A6 別表第1に記載のない内容であっても、受発注者間の協議において、妥当と判断されれば対象とできます。 国や他県の事例を参照されても構いません。 「現場環境改善費 事例」で検索をかけてみてください。
Q7 要領「Ⅳ 3(2)購入品の場合の減価償却費の算出方法は？	A7 減価償却費の算出方法は定額法と定率法とありますが、基本的に定額法で算出します。 ●定額法の算出方法 減価償却費＝(取得価額)×(工事使用期間(月)÷(耐用年数(月)) 耐用年数については、国税庁が定める「主な減価償却資産の耐用年数表」などを参考してください。なお、購入時期が古く、耐用年数を超過しているものは計上できません。
Q8 小規模工事の定義はあるか。	A8 具体的な定義は設けていませんが、現場環境改善費率では、4つ実施するには必要な費用が不足する工事を想定しています。
Q9 積み上げ計上項目について、施設・設備等の種類や規模、設置期間などを受発注者間で協議するタイミングは、施工計画書の提出前が適当か。	A9 特に定めにはありません。施工計画書には実施予定の内容を簡潔に記載し、対策の実施前までに、工事打合せ簿により受発注者間で規模や期間等を協議・決定されれば問題ありません。また、率計上分として実施する内容についても同様に工事打合せ簿により受発注者間で実施内容を協議していただいても差し支えありません。

【農業農村整備事業版】「現場環境改善費」Q&A

(2)

Q10 避暑(熱中症対策)・避寒対策について、率計上分として実施する4内容の1つとして取り扱って良いか。	A10 避暑(熱中症対策)・避寒対策は、率計上分として取り扱うことは出来ません。
Q11 積み上げ項目分の計上を行うために受注者が提出する資料はどのようなものか。	A11 ○リース品の場合:リースに係る費用を計上 【受注者の提出資料例】 以下が確認できる見積書(契約書)等 ・設置期間 ・設置費用 ○購入品(会社所有備品)の場合:購入費のうち、設置期間分の減価償却費を計上 【受注者の提出資料例】 以下が確認できる資料 ・購入時期及びその購入価格(販売価格) ・設置期間
Q12 避暑(熱中症対策)・避寒対策に係る積み上げ経費の計上額に上限はあるのか。	A12 熱中症対策・避寒対策に係る費用の計上額に上限は無いが、実施内容については、監督職員と妥当性等を協議のうえ決定してください。